

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		不育症治療費助成の決定
根拠法令等及び条項		栃木市不育症治療費助成要綱第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市不育症治療費助成要綱第3条、第4条、第5条及び第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市不育症治療費助成要綱抜粋</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 不育症の治療に要する費用の助成(以下「治療費助成」という。)の対象となる者は、不育症の治療を受けた者又はその配偶者(以下「対象夫婦」という。)で、次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 法律上の婚姻の届出をしていること。</p> <p>(2) 対象夫婦の双方又は一方が不育症と診断を受け、医師による不育症の治療を受けていること。</p> <p>(3) 対象夫婦の一方又は双方が本市に居住し、申請日の1年以上前から引き続き住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(4) 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。</p> <p>(5) 他の市町村において、対象夫婦の一方が治療費助成を受けていないこと。</p> <p>(6) 第3号の要件に該当する対象夫婦の双方又は一方が市税を滞納していないこと。</p> <p>(助成対象治療期間)</p> <p>第4条 治療費助成の対象となる治療期間は、不育症の治療を開始した日から出産(流産及び死産を含む。)に伴い治療が終了するまでの期間とし、これを一の治療期間とする。</p> <p>(助成額)</p> <p>第5条 治療費助成の額(以下「助成額」という。)は、一の治療期間における不育症の治療に要する費用に相当する額(以下「基準額」という。)の2分の1の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>2 国若しくは都道府県の制度又は医療保険各法の保険者が定める規約等で、不育症の</p>	

治療に要する費用に対し給付を行うこととしている場合は、当該給付金の額を控除した額を基準額とする。

3 助成額は、1会計年度につき30万円を限度とする。

(助成申請)

第6条 治療費助成を受けようとする者は、不育症治療費助成申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、次に掲げる書類を提出し、又は提示するものとする。

- (1) 不育症の治療に係る領収書
- (2) 対象夫婦の双方が加入している医療保険の被保険者証の写し
- (3) 戸籍謄本等法律上婚姻の届出をしていることを証明する書類(対象夫婦の一方が市外の住民基本台帳に記録されている場合に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 治療費助成の申請は、同一夫婦について一の治療期間ごとに、治療が終了した日の属する年度の翌年度末日までに行うものとする。